## 国立大学法人東京医科歯科大学名誉教授称号授与規則

平成16年 4月 1日 規 則 第 6 2 号

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規定に基づく東京医科歯科 大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号の授与は、この規則の定めるところ による。

(称号を授与される者)

- 第2条 名誉教授の称号は、本学の常勤職の教授(以下、「教授」という。)として、教育 上又は学術上特に功績のあった者で、次の各号のいずれかに該当する者に対して授与す る。
  - (1) 本学の学長及び理事の職にあった者
  - (2) 本学教授としての勤務年数が13年以上の者
  - (3) 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程第26条第1項に定める部局の長の 職にあった者
  - (4) 学部、大学院、附置研究所等の創設に功績があった者
  - (5) 文化勲章、日本学士院賞その他これに準ずるものを受賞(章) した者
  - (6) 大学運営上又は社会貢献上特に功績が顕著であった者
- 2 前項第2号の取扱いについては、本学退職時に国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する規則(平成26年規則第139号。以下「教員組織の在り方に関する規則」という。)第4条第4項に定める担当教授であった者を除く。ただし、教員組織の在り方に関する規則第5条に定める代理であった担当教授は、この限りではない。

(勤務年数の計算)

- 第3条 本学の学長又は教授として7年6月以上勤務した者は、次の各号に掲げる勤務年 数を前条第2号の勤務年数に通算することができる。
  - (1) 本学常勤職の准教授としての勤務年数はその3分の2、常勤職の講師としての勤務年数はその3分の1
  - (2) 本学以外の大学(短期大学を除く。)及び大学共同利用機関法人等の長並びに教授としての勤務年数はその3分の2、准教授としての勤務年数はその3分の1
- 2 前条第2号及び本条第1項に規定する勤務年数には、私傷病による休職期間は含まないものとする。
- 3 国立大学法人化前(平成16年3月31日以前をいう。)における本学教授としての併 任期間は、職務の関連性を考慮してその期間を通算できるものとする。
- 4 本学常勤職の准教授の勤務年数が15年以上あり、かつ定年により本学教授を退職した者に対しては、本条第1項の規定中「7年6月以上」を「3年以上」に読み替えるものとする。

(選考の方法)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、教育研究評議会(以下「評

議会」という。)の意見を聴いて名誉教授の称号の授与を決定する。

- (1) 当該研究科、学部、教養部又は附置研究所(以下「研究科等」という。)の長が、教授会の意見を聴いて名誉教授候補者として学長に推薦する者。
- (2) 学長の職にあった者。
- (3) 研究科等に所属しない者のうち、学長が第2条に該当する者と認めた者。

(称号の授与日)

第5条 名誉教授の称号の授与日は、満65歳に達した年度の翌年度の4月1日とする。 ただし、学長が特に必要と認めた場合は、満65歳に達した年度以前に称号を授与する ことができるものとする。

## (辞令書の交付)

第6条 名誉教授の称号を授与するときは、次の様式による辞令書を交付する。

東京医科歯科大学 印	を授与する東京医科歯科大学名誉教授の称号	学校教育法の定めるところにより生年月日	番号氏名
------------	----------------------	---------------------	------

## (称号の返還)

第7条 名誉教授の称号を授与された者は、その品位を保つことが困難となる事情が生じた場合には、名誉教授の称号を返還することができる。この場合において、名誉教授の称号を返還する者は本学に対し、辞令書を返還するものとする。

## (称号の取消)

第8条 学長は、名誉教授の称号を授与された者がその在職中又は退職後に国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則(平成16年規程第2号)第43条に定める懲戒の事由に該当する行為その他名誉教授にふさわしくない行為を行ったと判断した場合には、評議会の意見を聴いて、名誉教授の称号を取り消し、辞令書を返還させることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(国立大学法人東京医科歯科大学名誉教授称号授与規則の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の国立大学法人東京医科歯科大学名誉教授称号授与規則第3条各号の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての勤務年数は、准教授としての 勤務年数とみなす。

附 則(平成20年6月11日規則第21号)

この規則は、平成20年6月11日から施行し、平成19年12月26日から適用する。 附 則 (平成20年12月17日規則第56号)

この規則は平成21年1月1日から施行し、平成14年4月1日以降退職する者から適用する。

附 則(平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月31日規則第86号)

- 1 この規則の運用は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 本規則の施行により、国立大学法人東京医科歯科大学名誉教授称号授与規則の運用(平成16年4月1日評議会了解事項)は廃止する。

附 則(平成27年3月30日規則第58号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月1日規則第137号)

この規則は、平成27年6月1日より施行する。

附 則(平成31年1月11日規則第3号)

この規則は、平成31年1月11日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則(令和3年9月22日規則第93号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(国立大学法人東京医科歯科大学名誉教授称号授与規則の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の国立大学法人東京医科歯科大学名誉教授称号授与規則第2条1項3号の規定 の適用については、この規則の施行前における「歯学部附属病院長」としての職を含む ものとする。